

◆富士環自協作成看板（廃棄物対策課窓口にて配付）

※設置後の管理は町内会・区になります。（個人申請の場合は本人）

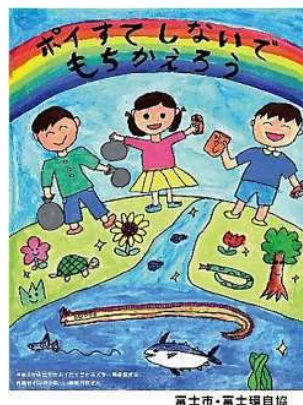
※申請後、1ヶ月以内に設置完了報告書（写真付き）の提出をお願いします。

設置完了報告書は富士市ウェブサイトからも取得できます。電子申請による報告も可能です。

※設置場所の所有者等の事前承諾が必要です。

※集積所に設置する場合は集積所の番号を控えて窓口までお越しくください。

電子申請による報告は  
こちらから



サイズは全て縦 60cm×横 40cm。

□で囲われた3種の看板については縦 40cm×横 30cmの小さいサイズあり。